

地方自治法の一部を改正する法律案要綱

第一 指定都市制度の見直しに関する事項

一 区の事務所の分掌事務

区の事務所が分掌する事務については、条例で定めるものとする。こと。（第二百五十二条の二十二第二

項関係）

二 総合区制度

1 指定都市は、その行政の円滑な運営を確保するため必要があると認めるときは、市長の権限に属する事務のうち特定の区の区域内に関するものを総合区長に執行させるため、条例で、当該区に代えて総合区を設け、総合区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くことができるものとする。こと。（第二百五十二条の二十の二第一項関係）

2 総合区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域並びに総合区の事務所が分掌する事務は、条例でこれを定めなければならないものとする。こと。（第二百五十二条の二十の二第二項関係）

3 総合区にその事務所の長として総合区長を置くものとし、総合区長は、市長が議会の同意を得てこ

れを選任するものとする。こと。（第二百五十二条の二十の二第三項及び第四項関係）

4 総合区長の任期は、四年とするものとする。こと。ただし、市長は、任期中においてもこれを解職することができるものとする。こと。（第二百五十二条の二十の二第五項関係）

5 総合区長は、総合区の区域に係る政策及び企画をつかさどるほか、法律若しくはこれに基づく政令又は条例により総合区長が執行することとされた事務及び市長の権限に属する事務のうち主として総合区の区域内に関するもので次に掲げるものを執行し、これらの事務の執行について当該指定都市を代表するものとする。こと。（第二百五十二条の二十の二第八項関係）

ア 総合区の区域に住所を有する者の意見を反映させて総合区の区域のまちづくりを推進する事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。）

イ 総合区の区域に住所を有する者相互間の交流を促進するための事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされたものを除く。）

ウ 社会福祉及び保健衛生に関する事務のうち総合区の区域に住所を有する者に対して直接提供される役務に関する事務（法律若しくはこれに基づく政令又は条例により市長が執行することとされた

ものを除く。)

エ アからウまでに掲げるもののほか、主として総合区の区域内に関する事務で条例で定めるもの

6 総合区長は、総合区の事務所又はその出張所の職員を任免するものとする。ただし、指定都市の規則で定める主要な職員を任免する場合には、あらかじめ、市長の同意を得なければならないものとする。 (第二百五十二条の二十の二第九項関係)

7 総合区長は、歳入歳出予算のうち総合区長が執行する事務に係る部分に関し必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べるができるものとする。 (第二百五十二条の二十の二第十項関係)

8 総合区の区域内において選挙権を有する者は、その代表者から、市長に対し、総合区長の解職の請求をすることができるものとする。 (第八十六条第一項関係)

9 その他総合区及び総合区長に関する規定を設けること。 (第二百五十二条の二十の二第六項、第七項及び第十一項から第十四項まで関係)

第二 指定都市都道府県調整会議の設置に関する事項

一 指定都市都道府県調整会議

1 指定都市及び当該指定都市を包括する都道府県（以下「包括都道府県」という。）は、指定都市及び包括都道府県の事務の処理について必要な協議を行うため、指定都市都道府県調整会議を設けるものとする。 （第二百五十二条の二十一の二第一項関係）

2 指定都市都道府県調整会議は、指定都市の市長及び包括都道府県の知事をもって構成するものとし、指定都市の市長及び包括都道府県の知事は、必要と認めるときは、協議して、指定都市の議会の代表者、包括都道府県の議会の代表者等を構成員として加えることができるものとする。 （第二百五十二条の二十一の二第二項及び第三項関係）

3 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、第二条第六項又は第十四項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、指定都市の市長にあつては包括都道府県の事務に関し当該包括都道府県の知事に対して、包括都道府県の知事にあつては指定都市の事務に関し当該指定都市の市長に対して、指定都市都道府県調整会議において協議を行うことを求めることができるものとし、求めを受けた指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、当該求めに係る協議に応じなければならないものとする。

ること。（第二百五十二条の二十一の二第五項及び第六項関係）

二 指定都市と包括都道府県間の協議に係る勧告

1 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、一の3による求めに係る協議を調えるため必要があると認めるときは、総務大臣に対し、文書で、当該指定都市及び包括都道府県の事務の処理に当該協議を調えるため必要な勧告を行うことを求めることができるものとする。（第二百五十二条の

二十一の三第一項関係）

2 総務大臣は、1による勧告の求め（以下「勧告の求め」という。）があつた場合においては、これを国の関係行政機関の長に通知するとともに、指定都市都道府県勧告調整委員を任命し、当該勧告の求めに係る総務大臣の勧告について意見を求めなければならないものとする。（第二百五十二条の二十一の三第五項関係）

3 2により通知を受けた国の関係行政機関の長は、総務大臣に対し、文書で、当該勧告の求めについて意見を申し出ることができるものとし、総務大臣は、意見の申出があつたときは、当該意見を指定都市都道府県勧告調整委員に通知するものとする。（第二百五十二条の二十一の三第六項及び第

七項関係)

4 総務大臣は、指定都市都道府県勧告調整委員から意見が述べられたときは、遅滞なく、指定都市の市長及び包括都道府県の知事に対し、第二条第六項又は第十四項の規定の趣旨を達成するため必要な勧告をするとともに、当該勧告の内容を国の関係行政機関の長に通知し、かつ、これを公表しなければならないものとする。 (第二百五十二条の二十一の三第八項関係)

三 指定都市都道府県勧告調整委員

1 指定都市都道府県勧告調整委員は、二の2による総務大臣からの意見の求めに応じ、総務大臣に対し、勧告の求めがあつた事項に関して意見を述べるものとする。 (第二百五十二条の二十一の四

第一項関係)

2 指定都市都道府県勧告調整委員は、三人とし、事件ごとに、優れた識見を有する者のうちから、総務大臣がそれぞれ任命するものとする。 (第二百五十二条の二十一の四第二項関係)

3 その他指定都市都道府県勧告調整委員に関する規定を設けること。 (第二百五十二条の二十一の四第三項から第六項まで関係)

第三 中核市制度と特例市制度の統合に関する事項

- 一 中核市の指定の要件を人口二十万以上とするものとする。こと。（第二百五十二条の二十二第一項関係）

- 二 特例市に関する規定を削除すること。（旧第二編第十二章第三節関係）

第四 連携協約制度等の創設に関する事項

一 連携協約制度

- 1 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体及び他の普通地方公共団体の区域における当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体の事務の処理に当たつての当該他の普通地方公共団体との連携を図るため、協議により、当該普通地方公共団体及び当該他の普通地方公共団体が連携して事務を処理するに当たつての基本的な方針及び役割分担を定める協約（以下「連携協約」という。）を当該他の普通地方公共団体と締結することができるものとする。こと。（新第二百五十二条の二第一項関係）

- 2 連携協約を締結した普通地方公共団体は、当該連携協約に基づいて、当該連携協約を締結した他の

普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たって当該普通地方公共団体が分担すべき役割を果たすため必要な措置を執るようになければならないものとする。こと。（新第二百五十二条の二第六

項関係）

3 連携協約を締結した普通地方公共団体相互の間に連携協約に係る紛争があるときは、当事者である普通地方公共団体は、都道府県が当事者となる紛争にあつては総務大臣、その他の紛争にあつては都道府県知事に対し、文書により、自治紛争処理委員による当該紛争を処理するための方策（以下「処理方策」という。）の提示を求める旨の申請をすることができるものとする。こと。（新第二百五十二条の二第七項関係）

4 総務大臣又は都道府県知事は、3により普通地方公共団体から自治紛争処理委員による処理方策の提示を求める旨の申請があつたときは、第二百五十一条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、処理方策を定めさせなければならないものとする。こと。（第二百五十一条の三の二第一項関係）

5 自治紛争処理委員は、処理方策を定めたときは、これを当事者である普通地方公共団体に提示するとともに、その旨及び当該処理方策を総務大臣又は都道府県知事に通知し、かつ、これらを公表しな

なければならないものとする。こと。（第二百五十一条の三の二第三項関係）

6 5により処理方策の提示を受けたときは、当事者である普通地方公共団体は、これを尊重して必要な措置を執るようになければならないものとする。こと。（第二百五十一条の三の二第六項関係）

二 事務の代替執行制度

1 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体の求めに応じて、協議により規約を定め、当該他の普通地方公共団体の事務の一部を、当該他の普通地方公共団体又は当該他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行することが出来るものとする。こと。（第二百五十二条の十六の二第一項関係）

2 普通地方公共団体が他の普通地方公共団体又は他の普通地方公共団体の長若しくは同種の委員会若しくは委員の名において管理し及び執行した事務の管理及び執行は、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員が管理し及び執行したものであるものとしての効力を有するものとする。こと。（第二百五十二条の十六の四関係）

第五 認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例に関する事項

認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの（当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。）について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人の全部又は一部の所在が知れない場合において、市町村長の証明書により、当該認可地縁団体が、当該認可地縁団体を当該不動産の登記名義人とする所有権の保存又は移転の登記をすることを可能とする特例を設けるものとし、当該特例に必要な手続を定めること。（新第二百六十条の三十八及び第二百六十条の三十九関係）

第六 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第七 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第四に関する規定については公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第三及び第五に関する規定については平成二十七年四月一日から施行するもの

とすること。（附則第一条関係）

二 第三に関する規定の施行の際現に特例市である市（指定都市又は中核市に指定された市を除く。以下「施行時特例市」という。）については、第三に関する規定の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、人口二十万未満であっても、中核市として指定することができるものとする。（附則

第三条関係）

三 施行時特例市については、関係法律において、施行時特例市が第三に関する規定の施行の際現に処理することとされている事務を第三に関する規定の施行後においても引き続き処理することができるよう、経過措置を定めるものとする。（附則第三十四条、第四十一条、第四十六条、第四十八条、第五十二条、第五十五条、第五十九条、第六十四条、第六十九条、第七十三条及び第七十五条関係）

四 その他所要の経過措置を規定するものとする。

五 関係法律について所要の改正を行うこと。